

# 太子橋校下地域活動協議会規約

## (名称及び事務所)

第1条 本会は、太子橋校下地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を太子橋会館（大阪市旭区太子橋2-7-19）に置く。

## (対象地域)

第2条 本会の対象地域は、太子橋小学校校下とする。

## (目的)

第3条 本会は、対象地域の各種団体やNPOなどの市民活動団体が参画し、幅広い世代の誰もが活動に参加することができ、対象地域の全住民が安心して健やかに暮らせるまちづくりに貢献することを目的とする。

## (構成)

第4条 本会は、別表に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。

## (活動)

第5条 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関する事項。
- (2) 地域のコミュニティづくりに関する事項。
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全に関する事項。
- (4) 地域福祉や健康づくりに関する事項。
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関する事項。
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関する事項。
- (7) 環境美化に関する事項。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する事項。

2 なお、次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利（構成員に利益の分配）を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

## (役員)

**第6条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

**(役員の選任)**

**第7条** 会長は、運営委員会において選任する。

- 2 副会長、会計、監事は、会長が推薦し運営委員会で承認を得る。
- 3 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

**(役員の職務)**

**第8条** 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の運営に伴う経理事務を担当する。
- 4 監事は、本会の財産の状況を監査する。

**(役員の任期)**

**第9条** 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。欠員に伴う補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(顧問)**

**第10条** 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、運営委員会に諮り会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の目的達成のため、必要な助言を行うことができる。

**(運営委員会)**

**第11条** 運営委員会は、本会の目的達成のための議決機関である。

- 2 運営委員会は、役員と後に定める各部会の部長1名、副部会長若干名（以下「運営委員」という。）を委員として組織する。
- 3 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、あるいは運営委員の2分の1以上から請求のあったとき会長が招集し開催する。
- 4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

**(運営委員会の議決事項)**

**第12条** 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 会長の選任及び会長に推薦された副会長、会計、監事の承認に関する事項
- (3) 対象地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項

- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

**(運営委員会の議決)**

第13条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(運営委員会の議事録)**

第14条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 運営委員の現在数及び出席者数（表決委任者を含む。）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印するものとする。
- 3 地域住民（第4条の団体の構成員をいう。以下同じ。）が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

**(全体集会)**

第15条 全体集会は、年1回開催し、1年間の活動及び会計報告を周知する。

- 2 全体集会は、会長が招集し、運営する。
- 3 全体集会は、公開で行なうこととし、成立の要件は特に定めない。
- 4 全体集会は、ホームページ等の電子媒体による本会の活動及び会計報告の公表をもって代えることができる。

**(部会の設置)**

第16条 会長は、運営委員会の議決により専門的な事項について活動を行う部会を設置、再編することができる。

**(部会の種類及び事業)**

第17条 本会に次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

- (1) 総務広報 運営に伴う総括的な事業及び広報ならびに町おこしに関する事業
- (2) 防災 防災に関する事業
- (3) 防犯 防犯及び交通安全に関する事業

- (4) 地域福祉 地域の福祉に関する事業
- (5) 青少年 青少年の健全育成や非行防止に関する事業
- (6) 環境美化 環境美化に関する事業
- (7) 高齢者支援 高齢者を支援する事業

#### (部長及び副部長)

第18条 各部会に、部長1名、副部長若干名を置く。

- 2 部長は、部会構成員の中から互選する。
- 3 副部長は、部長が指名する。

#### (部会の会議)

第19条 各部長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、副部長がその職務を代行する。

- 2 各部長は、第3条に定める目的に賛同する者の出席を認めることができる。

#### (事業計画及び予算)

第20条 本会の事業計画及び予算は、次項に定める部長からの報告をもとに、会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 部長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

#### (事業報告及び決算)

第21条 本会の事業報告及び決算は、次項に定める部長からの報告をもとに、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後速やかに運営委員会の承認を受けなければならない。

- 2 部長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、運営委員会に報告しなければならない。
- 3 監事による監査結果について、地域住民から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

#### (会計帳簿の整備及び公開)

第22条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。地域住民から閲覧の請求があった時は、正当な理由が無い限り、これを閲覧させなければならない。

#### (会の経費)

第23条 本会の経費は、団体拠出金、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 団体拠出金の細目については、別途定める。

#### (会計年度)

**第24条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

**第25条** この規約は運営委員会の議決を経なければ、変更することはできない。

(委任)

**第26条** この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(付則)

- 1 この規約は、平成25年3月9日より施行する。
- 2 本会の設立当初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 3 令和2年9月18日第4条の構成団体を変更する。
- 4 令和2年9月18日第17条防災防犯部会を防犯部会と防災部会とする。
- 5 令和3年7月16日第4条の構成団体を変更する。
- 6 令和4年5月20日第17条(7)に高齢者支援部会を新設する。